



平成26年6月13日

中部地方整備局

「中部景観シンポジウム」を開催します

～景観まちづくりの先進4都市の首長が一堂に会し、地域活性化のメッセージを発信～

中部地方整備局では、景観法施行後10年という節目に際し、これまで10年間の景観まちづくりの成果や課題、今後の展望について、先進4都市の首長や有識者らによる「中部景観シンポジウム」を全国に先駆けて開催します。

景観法は、平成16年に制定され、自治体の景観まちづくりに寄与してきたところです。

良好な景観は、見る者を魅了し、地域の活力を生み出す財産であり、地域住民の誇りと愛着を醸成し、来訪者の増加が図られ、魅力ある地域づくりの推進につながります。

本シンポジウムでは、この10年を振り返り、「景観法を活用した景観まちづくりを推進する上で直面する課題」「景観法を活用した景観まちづくりの今後の展望」をテーマにパネルディスカッション等を行い、地域活性化に向けたメッセージを発信します。

日 時：平成26年8月4日（月）13:00～16:30

場 所：いせシティプラザ 多目的ホール（伊勢市岩淵1丁目2-29）

出席者：三重大学大学院 准教授 浅野聡氏

岐阜工業高等専門学校 教授 鶴田佳子氏

岐阜県各務原市長、静岡県三島市長、愛知県岡崎市長、三重県伊勢市長

国土交通省都市局公園緑地・景観課

配布先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重県政第二記者クラブ

資 料：別紙

【問合せ先】

中部地方整備局 建政部 計画管理課 課長 遠山 純司

課長補佐 林 美隆

TEL 052-953-8571

中部景観シンポジウム

景観法10年を迎えこれまでの取組、成果、展望を議論

平成26年8月4日(月)13:00~16:30
いせシティプラザ 多目的ホール

入場
無料

主催：国土交通省中部地方整備局

後援：一般社団法人日本建築学会東海支部、中部地方都市美協議会



◎ 有識者2名による基調講演

三重大学大学院准教授 浅野聡 氏 岐阜工業高等専門学校教授 鶴田佳子 氏

◎ 景観まちづくりに取り組む4市の長によるパネルディスカッション

《各務原市長・三島市長・岡崎市長・伊勢市長》

参加ご希望の方は、下記項目を記入の上、Eメール又はFAXにてお申し込み下さい。

◆記載項目

- ・氏名（ふりがな）
- ・所属（個人の方は記入不要）
- ・連絡先（携帯可）

◆申込先

中部地方整備局 建政部 計画管理課 計画・景観係
TEL：052-953-8571
FAX：052-953-8605
Eメール：keikakukanri@cbr.mlit.go.jp

◆申込み期限

平成26年7月25日（金）

※お申し込みの際にいただいた個人情報は、当シンポジウムの申込みのためだけに使用し、その他の目的に使用することはありません。

《会場までのアクセス》

伊勢市駅から徒歩5分・宇治山田駅から徒歩10分
〒516-0037 三重県伊勢市岩渕1丁目2-29



プログラム

13:00 開会

13:10 基調講演①

「景観法を活用した良好な景観形成の取り組み
—良好な景観形成に向けた届出手続きの現状と課題—」

岐阜工業高等専門学校 教授 鶴田佳子氏

プロフィール

名古屋市建築局技師を経て岐阜高専建築学科に着任。本業市都市計画審議会会長、郡上市都市計画審議会会長を始め、岐阜県内を中心に県・市町村の審議会・審査会を歴任。また、中山道美濃赤坂宿まちなみ形成プラン策定協議会（座長）、本業市景観計画策定委員会（委員長）等、まちづくりに関わる計画策定にも多数関与。



13:40 基調講演②

「景観法 10 年の評価 —成果と展望—」

三重大学大学院 工学研究科 准教授 浅野聡氏

プロフィール

東海地方を中心に国・県・市町村のまちづくり委員会や関連プロジェクトに多数参加。三重県景観審議会副会長、津市・伊勢市・名古屋市などの都市計画審議会・景観審議会等の会長等を歴任。2005年国土交通大臣表彰まちづくり功労者受賞。「景観法と景観まちづくり」（学芸出版社）、「景観再考」（鹿島出版会）など著書多数。



14:10 中部地方の景観まちづくりの取組事例の紹介

岐阜県各務原市・静岡県三島市・愛知県岡崎市・三重県伊勢市

14:50 休憩

15:00 パネルディスカッション

○話題提供

「景観法成立以降の景観行政の歩み」国土交通省都市局公園緑地・景観課

○テーマ1

「景観法を活用した景観まちづくりを推進する上で直面する課題」

○テーマ2

「景観法を活用した景観まちづくりの今後の展望」

- ・コーディネーター 浅野聡氏
- ・パネリスト



各務原市長
浅野健司氏



三島市長
豊岡武士氏



岡崎市長
内田康宏氏



伊勢市長
鈴木健一氏

鶴田佳子氏

国土交通省都市局公園緑地・景観課

16:30 閉会

◆お問い合わせ

国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課 計画・景観係

T E L : 052-953-8571 F A X : 052-953-8605

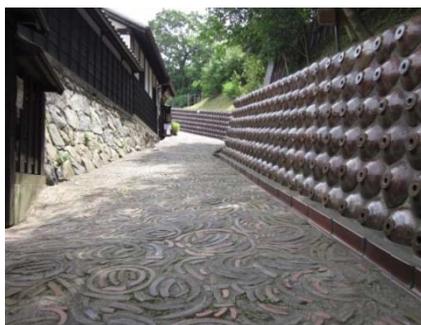
Eメール : keikakukanri@cbr.mlit.go.jp

中部地方における景観まちづくりの取組紹介

景観計画

景観行政団体（※）となった地方公共団体は、**景観計画**を定めることにより、景観計画区域内における建築の建築等の行為の規制等（行為の届出、行為者に対する勧告・変更命令等）を行うことができます。

（※）景観行政団体 … 都道府県、政令市、中核市及び都道府県との協議を経たその他の市町村



やきもの散歩道（常滑市）



御城番屋敷（松阪市）



藤川の松並木（岡崎市）

景観重要建造物

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を**景観重要建造物**として指定することにより、現状変更の規制等（行為者に対する許可・原状回復命令等）を行うことができます。



文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）（名古屋市）



桑原家住宅主屋（岐阜市）

景観重要樹木

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を**景観重要樹木**として指定することにより、現状変更の規制等（行為者に対する許可・原状回復命令等）を行うことができます。



文教町のイチョウ並木（三島市）



富士岡地蔵堂のイチョウ（富士市）

景観協定

景観計画区域内の一定の範囲の土地の住民等は、全員合意で景観協定を締結することにより、良好な景観の形成に関する様々なルールを設定することができます。



テクノプラザ（各務原市）



富士山フロント工業団地（富士市）

景観地区

市町村は、都市計画に景観地区を定めることにより、建築物の形態意匠や高さ、壁面位置等の規制や、工作物の設置や土地の形質変更等の規制を行うことができます。



内宮おはらい町地区（伊勢市）



グリーンランド柄山景観地区（各務原市）

【参考】

中部地方における景観法活用状況（平成26年3月31日時点）

	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
景観行政団体	25	22	16	10	73（団体）
景観計画策定団体	14	15	8	9	46（団体）
景観重要建造物	40	6	34	3	83（件）
景観重要樹木	1	5	6	1	13（件）
景観協定地区	3	1	0	0	4（地区）
景観地区	2	2	0	1	5（地区）